

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年7月14日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- |           |                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類   | 定期監査                                                         |
| 2 監査の対象   | 板倉区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ                         |
| 3 監査の着眼点  | 使用料等の収入事務等は適正か。<br>委託料等の契約事務等は適正か。<br>前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。           |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局                                                      |
| 6 監査の日程   | 令和5年5月1日～7月11日                                               |

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
板倉区教育・文化グループ	<p>○板倉区公民館管理運営費・板倉区体育施設管理運営費</p> <p>前回指摘事項等に関して、板倉区体育施設管理運営費では今回も業務報告書の受付日より前の日を検収日としている事例や10日以上超過して検収しているもの、業務報告書に受付印のないもの、決裁を受けていないもの及び決裁日が不明確なものがあり、改善が見られなかった。また、板倉区公民館管理運営費においても報告書の受付日の前に検収を行っている事例や報告書に受付印のないもの、文書主任の確認印がないもの及び起案・決裁が行われていないものが見られた。今回の監査における指摘事項に対しては、再三の言及となることを充分認識し、確実に事務引継を行い、指摘事項となった業務だけでなく、他の業務を含め適正な事務処理が行われるよう組織全体で事務体制の在り方を見直されたい。</p>

(2) 注意事項 14件

- |                |    |
|----------------|----|
| ① 収入事務に関する事    | 5件 |
| ② 契約事務に関する事    | 4件 |
| ③ 検収事務に関する事    | 2件 |
| ④ 支出事務に関する事    | 1件 |
| ⑤ 契約・支出事務に関する事 | 1件 |
| ⑥ 事務執行に関する事    | 1件 |

(3) 要望事項 1件

電話使用料徴収の根拠について